

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 日本国外の犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金の支給

日本国外（日本国外にある日本船舶及び日本航空機内を除く。一及び二において同じ。）において、日本国籍を有する者に対して行われた人の生命又は身体を害する罪（法律又は条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものに限る。）に当たる行為（刑法における緊急避難、心神喪失又は責任年齢の規定により罰せられない行為を含むものとし、正当行為又は正当防衛の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を「犯罪行為」に含め、当該日本国籍を有する者又はその遺族に犯罪被害者等給付金が支給されるようにすること。（第二条及び第三条第一項関係）

二 一の犯罪被害者等給付金の支給の制限

1 日本国外の犯罪行為に係る犯罪被害者の遺族のうち、当該犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者に対しては、当該犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金を支給しないこと。（第三条第二項関係）

2 犯罪被害者が、正当な理由がなくて、生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に滞在し、

犯罪被害（当該地域において行われた日本国外の犯罪行為によるものに限る。）を受けた場合には、政令で定めるところにより、当該犯罪行為に係る犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができること。

（第六条関係）

### 三 他の給付等との関係

1 犯罪被害者又はその遺族に対し労働者災害補償保険法その他の我が国の法令による給付等が行われるべき場合に加えて、これらの者に対しその給付等に相当する給付等を行うことを目的とする外国の法令による給付等が行われるべき場合においても、その給付等に相当する金額として算定した額の限度において犯罪被害者等給付金を支給しない等の調整が行われるよう規定を整備すること。

2 犯罪被害者等給付金は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令による給付が行われた場合には、その給付の限度において、支給しないこと。

（第七条関係）

### 四 日本国内に住所を有しない者に係る裁定の申請

犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者であつて日本国内に住所を有しないものが政令で定めるところにより国家公安委員会規則で定める都道府県公安委員会に裁定の申請をすることができるよう規定を整備すること。  
(第十条関係)

## 五 外務大臣等の協力

都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、必要な協力を求めることができること。  
(第十三条関係)

## 六 その他

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(改正法附則第一項関係)

### 2 経過措置

この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二十五年一月十六日からこの法律の施行の日の前日までに行われた

新法第二条第一項第二号に係る犯罪行為についても適用すること。

(改正法附則第二項関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。